

番 号 : 140834

国 名 : イラン

担当部署 : 地球環境部自然環境第二チーム

案件名 : 沿岸域生態系保全計画策定プロジェクト詳細計画策定調査 (沿岸環境管理)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 沿岸環境管理
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年11月上旬から2015年1月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 3日 現地派遣期間 21日 整理期間 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 10月22日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	沿岸環境管理に係る各種調査
対象国/類似地域	イラン/全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

イラン国の南岸に位置するペルシャ湾およびオマーン湾は、石油・ガス産業が盛んな地帯として知られているが、マングローブ林、干潟、サンゴ礁、藻場など、海洋生物や海鳥の生息地、また4か所のラムサール条約登録湿地を有するなど、貴重な自然資源と生態系も有している。しかし、石油流出や生活排水による水質汚染、沿岸の埋め立て、土砂流出、水温・塩分濃度の上昇、赤潮、水産資源の乱獲、急速な沿岸開発や船舶交通、気候変動などにより水質環境と生態系が悪化している。世界の代表的な閉鎖性海域としても知られ、海水の循環が遅く、自然再生が難しい海域としても知られている。

ペルシャ湾およびオマーン湾の環境保全のための地域的な取り組みとして、1978年に湾岸地域の海洋環境保全に協力するため、イラン、イラク、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAEの8か国によりクウェート条約と行動計画が締結され、この行動計画の実施のため、翌1979年に海岸海洋環境保護機構（Regional Organization for the Protection of Marine Environment: ROPME）が設立された。現在、このROPMEが中心となって地域の海洋環境保全ロードマップを策定作業中であるが、その中で加盟国各国による海洋環境保全計画の策定が求められている。他方、イラン国では海洋環境保全についての管理計画の策定は未着手であり、その計画の策定と関係省庁との連携した活動の実施が必要となっている。

かかる状況のもと、イラン国は環境庁海洋環境局をカウンターパート（以下、C/P）とし、イランの南岸に位置するペルシャ湾およびオマーン湾における開発調査型技術協力プロジェクト「沿岸域生態系保全計画策定プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を我が国に要請した。本業務はイラン国政府からの要請に基づき、要請の背景の確認、プロジェクト内容の検討に必要な情報収集・先方政府とのプロジェクト内容を協議することを目的として本詳細計画策定調査を実施する。

なお、JICAは別のプロジェクトの調査を2014年8月～9月に行った際にC/Pと協議し、①関係省庁からの協力の必要性、②関係省庁との調整のための専属ユニットの配置、③基礎情報を含めた質問書への回答、の3点を依頼した。C/Pからは河川からの汚染（生活排水、工業廃水、農業）、特定の汚染源（原油流出、工場等）、保護区生態系保全など、複数の関係省庁が関係する活動を包含することが希望されているが、本体調査対象範囲、期間を含めた本体調査スコープについては継続した協議が必要な状況となっている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2014年11月上旬）

- ①要請背景・内容、既に依頼している質問書への回答を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ②担当分野にかかる対処方針（案）を検討する。
- ③対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2014年11月中旬～12月上旬）

- ①JICAイラン事務所等との打合せに参加する。
- ②イラン側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③イランの沿岸環境管理に係る情報・資料の収集、上記（1）①で作成した質問票の回収を行い、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア）関連法規およびガイドライン等（EIAなど、各種環境基準含む）
 - イ）沿岸環境管理に関連する関係省庁、実施機関の予算、体制、能力等
 - ウ）沿岸環境管理に関連する関係省庁の既存の計画、戦略等
 - エ）沿岸環境管理に関連する関係省庁の沿岸環境管理および海洋資源の管理の活動状況

(モニタリング、総量規制、漁業管理、海洋保護地域等)

オ) 沿岸環境管理に関連する関係省庁のデータ保有状況(地図情報、海象情報、海洋生物情報、水質モニタリングデータ、漁業生産データ、工業団地等)

カ) 保全すべき重要生態系の分布及び概要(ラムサール湿地、マングローブ林、サンゴ礁、ウミガメ産卵地等)

キ) 計画されている沿岸の開発計画(石油・ガス産業地域、工業団地等)

④ROPMEが有する沿岸環境管理に関連する最新情報(保全計画など)を収集、分析し、イランとして実施/計画すべき優先的活動について検討する。

⑤本体プロジェクトの実施体制(案)を検討する(関係省庁による個別計画案策定を含む)。

⑥本体プロジェクトで策定する計画に取り入れるべき項目案を検討する。

⑦本体プロジェクトでの実施を想定する現地再委託のTORを検討するとともに、請負可能な能力を持つローカルコンサルタントの情報を収集する(組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価実績など)。

⑧担当分野に係る現地調査結果をJICAイラン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2014年12月上旬~2015年1月中旬)

①収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。

②事業事前評価表(案)作成に協力する。

③帰国報告会、国内打合せに出席するとともに担当分野に係る調査結果を報告する。

④担当分野に係る現地業務結果報告書を作成する。

8. 成果品等

本契約で作成する報告書、成果品は以下のとおり。

(1) 現地業務結果報告書(和文)

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目についてはhttp://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

航空経路は、成田⇒ドバイ⇒テヘラン⇒ドバイ⇒成田もしくは

成田⇒ドーハ⇒テヘラン⇒ドーハ⇒成田を標準とする。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年11月14日~2014年12月4日を予定しています。

本業務従事者は機構職員の調査団員に数日遅れて現地調査を開始するため、単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 沿岸環境管理(コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構イラン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
あり（日本語もしくは英語⇄ペルシャ語）
- オ) 現地日程のアレンジ
機構がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ・ JICA地球環境部自然環境第二チーム（Tel03-5226-9537）にて閲覧できます。

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②イラン国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAイラン事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③調査の進捗及びイラン政府の調整状況により、派遣時期が後ろ倒しとなる可能性があります。
- ④イランは公用旅券での渡航となるため、契約締結後、早急に公用旅券発給手続きを行う必要がございます（参考：
http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_official_passport.pdf）。